

③接種を受けるための手続き

ご自宅に「接種券」と「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」が届きましたら、ワクチン接種ができる会場を確認し、電話でお申込みください。接種場所は、原則、住民票所在地の医療機関等の接種会場で受けることとされています。鳩山町に住民登録の

ある方は、町内で接種を実施する医療機関等で受けていただきます。接種場所が決まり次第、町のホームページ等でお知らせします。なお、町ではコールセンターを開設し、接種方法等の質問や接種申し込みについてコールセンターで受け付けします。

①「接種券」等が届く

ワクチン接種ができる会場を町のホームページなどで確認してください。**発送までしばらくお待ちください。**



②コールセンターに申し込む

町民の皆さんからのお問い合わせやお申し込みに専任オペレーターがお応えする、新型コロナウイルスワクチン接種事業専用コールセンターを開設します。



新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

にほんをきゅうきゅう なくそうコロナ

☎ 299-7567 (開設準備中)

※コールセンターの開設日につきましては、町のホームページ等でお知らせします。また対象者に別途通知します。

「日本を救急！なくそうコロナ」と覚えていただき、かけ間違いのないように十分気をつけてください。この番号で5つの専用回線を設けています。

③接種する

コールセンターに申し込んだ接種場所です。なお、接種費用は無料(自己負担0円)です。



▶副反応とその救済制度について

ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障がいが残ったりすること)が、極めてまれではありますが、避けることができないことから救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種法に基づき医療費、障害年金等の給付が受けられ、新型コロナウイルスワクチン接種においても、この救済制度が適用されます。

レポ

新型コロナウイルスワクチン接種事業プロジェクト・チームが始動！



町では、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めるため、県内でもいち早く令和3年1月18日付けでプロジェクト・チームを設置し庁内組織の連携体制を強化しました。構成メンバーは、町民健康課(保健センター)、政策財政課及び長寿福祉課を中心に組織され、課長をはじめとした職員や保健師が入り総勢11名でスタートしています。今回の予防接種事業は、数か月に及ぶ集団接種、個別接種が想定され、なおかつ今後国が示す終期までに

完了する必要があるなど、一定期間において最優先で考える必要がある大規模事業です。年明けから、急ピッチで進む新型コロナウイルスワクチン接種について、まずはその体制構築に向けた準備を進めるため、プロジェクト・チームでは、それぞれの担当する事務・事業の特性を生かし、体制整備について検討、決定しています。プロジェクト・チームでは、町民の皆さまのワクチン接種に対する不安を少しでも軽減できるよう情報周知を徹底するとともに、感染症対策が十分とれた環境下で安心して接種していただけるよう努めてまいります。

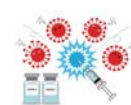
■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

鳩山町で 新型コロナウイルスワクチン 接種が始まります

町では、国が示す新型コロナウイルスワクチン接種の開始時期に、町民の皆さまがスムーズに接種できるよう、その体制等の準備を進めています。今月号では、新型コロナウイルスワクチンについて、2月17日現在の情報をお知らせします。なお国の今後のスケジュールによっては、接種時期等が変更になる可能性があります。最新情報は町ホームページ等をご確認ください。

■この特集に関する全般的な問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

①新型コロナウイルスワクチンとは



日本における新型コロナウイルスワクチン接種には、ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社が開発するワクチンを使用するとされています。いずれの会社も、試験の結果ワクチンを投与された人の方が、投与されていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少なかったと発表しています。

新型コロナウイルスワクチンの接種は、町からも情報提供を行います。予防接種による感染症予防効果と副反応リスクの双方をご理解いただいたうえで、心配な方は医師とご相談のうえ、ご本人の意思で接種を受けていただきます。そのため、受ける方の意思に反して強制的に接種が行われるものではありません。

②接種が受けられる時期・接種順位など

ワクチンの供給については、国が安全で有効と判断した後に始まります。しかし全国民分のワクチンを一度に確保できないことから、徐々に供給される見通しとなっています。そのため、接種の対象者については、一定の接種順位を定めています。

接種に向けて、ご自身の体調などから気になる点がある方は、事前にかかりつけ医などに相談していただくことをおすすめします。

対象者と接種順位	2月	3月	4月	5月
1 医療従事者等	2月中旬から最初の接種を開始			
2 高齢者(令和3年度中に65歳以上となる、昭和32年4月1日以前に生まれた方)		3月中旬以降「接種券」などを郵送・4月以降接種開始予定		
3 上記以外の方(基礎疾患がある方等を優先)			4月下旬以降「接種券」などを郵送予定	

接種回数は、1人2回の接種を予定しています(1回目と2回目は同じ製薬会社のワクチンを接種)。

町内公共施設の利用制限を 3月7日(日)まで延長しています

国の緊急事態宣言の延長及び町内の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、感染予防対策を強化することで町民の皆さまの健やかな生活を守るために、3月7日(日)まで、町内公共施設の利用制限を延長しています。

利用者の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をお願いします。なお、今後の感染状況によっては、引き続き利用制限が延長される可能性もあります。

最新情報は、町ホームページをご確認ください。



● 町内公共施設の利用制限内容

■ 屋内公共施設

全面的に利用を中止しています。

■ 屋外公共施設

利用時間を短縮し、午後5時までとしています。また、利用は町内の方のみに限らせていただいています。

なおご利用の際は、下記の感染防止対策にご協力をお願いします。



・ マスク着用、手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底してください。



・ できるだけ利用者の間隔を(約2m)空けてください。



・ 発熱、風邪症状など体調不良の方は、利用をお控えください。

新型コロナウイルス Q&A

Q 新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させる可能性がある期間はいつまでですか？

A 他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、発症の2日前から、発症後7～10日間程度とされています。この期間のうち、発症の直前・直後特にウイルス排出量が高くなると考えられています。

Q 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、どれくらいの人が他の人に感染させているのですか？

A 診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの方は他の人に感染させていないと考えられています。このため、感染防護(マスクなど)なしに3密の環境で多くの人と接するなど、1人の感染者が何人もの人に感染させてしまうことがなければ、流行を抑えることができます。

だからこそ、新型コロナウイルスに感染していた場合、多くの人に感染させることのないようにしましょう。

- ・ 体調が悪い時は、特に不要・不急の外出を控える
- ・ 人と接するときはマスクを着用する
- ・ 手洗い、消毒を徹底する

など基本的なことを続けることが何より大事です。引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止にご協力をお願いします。

※出典：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識



新型コロナウイルス感染症の症状等 に関して相談したい・受診したいとき

チェック
リスト

スタート

新型コロナウイルス感染症の症状等に関してどのようなことを相談したいですか？

すでに発熱等の症状があり、医療機関を受診したい

発熱等の症状はないが受診すべきか迷っているなど

① 埼玉県受診・相談センター
(受診すべきか迷う場合、指定医療機関の連絡先を電話で確認したい場合)

☎ 048-762-8026

FAX 048-816-5801
月～土曜、祝日 午前9時～午後5時30分

基礎疾患などから自身の症状に不安があるなど、症状に関する一般的な問合せをしたい

かかりつけ医はいますか？

いいえ

はい

かかりつけ医に事前に電話相談

かかりつけ医で対処できない場合

かかりつけ医で対処できる場合

インターネットやスマートフォンで埼玉県指定診療・検査医療機関検索システムを検索できますか？

はい

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システムで医療機関を検索



県指定診療・検査医療機関はこちら

埼玉県 診療・検査医療機関 検索

かかりつけ医で受診

いいえ

上記①の埼玉県受診・相談センター、または上記②の県民サポートセンターに電話で対象の医療機関を確認

② 県民サポートセンター
(基礎疾患などから自身の症状に不安がある場合などの一般的な問合せ、指定医療機関の連絡先を電話で確認したい場合)

☎ 0570-783-770

FAX 048-830-4808
24時間・年中無休



対象の医療機関に事前に電話で受診の相談・予約をする

他の症状の患者さんとの接触を避けるため、医療機関ごとに発熱患者専用の受付時間を設定しています。必ず事前に予約してください。



予約した医療機関で受診

- ・ 必ず予約した病院で受診してください。
- ・ 受診の際は必ずマスクをしましょう。
- ・ 公共交通機関の利用は控えましょう。
- ・ 検査は医師が必要と認めた場合に行います。漠然とした不安がある、陰性証明がほしいという理由では検査できません。

